



国総建第237号

平成22年2月10日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議官



### いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

建設業は、住宅・社会資本の整備や災害時における対応等、わが国の経済社会の中で大きな役割を果たしているところであるが、昨今の経済情勢等により、非常に厳しい状況に直面している。

こうした中、国の平成21年度第2次補正予算が本年1月28日に成立し、所要の予算が追加されたところである。国土交通省としては早期に内需拡大効果が発揮されるよう事業の早期着手に取り組んでいるところであるが、いわゆるゼロ国債工事等、本年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、本年度内において発注者から前払金の支出がない場合に、受注した建設企業が、当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を来す場合が想定される。

こうした状況にかんがみ、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を図り、事業の早期実施を促すため、今般、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が国土交通大臣の承認を受けて、別紙のとおり金融保証を行うこととしたところであるので、貴団体傘下の建設企業に対して周知方よろしく願います。

## いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証制度について

### 1. 制度の目的

いわゆるゼロ国債工事等、平成21年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成21年度内において発注者から前払金の支出がない場合において、受注した建設企業が、当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を来す場合が想定される。

こうした状況にかんがみ、早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うことにより、建設企業の資金調達の円滑化を推進する。

### 2. 対象となる建設企業

いわゆるゼロ国債工事等、平成21年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成21年度内において発注者から前払金が支出されない公共工事を受注した者とする。ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。

### 3. 金融保証の対象範囲

当該公共工事の着工に必要な資金で、平成22年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内とする。

## ゼロ国債工事等に係る資金繰りの円滑化について

平成22年2月10日

国土交通省総合政策局建設業課

### ○ 保証事業会社による金融保証の実施

平成21年度補正予算におけるゼロ国債工事等について、その早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うこととする。

\* 保証の範囲：平成22年度当初に支払予定の前払金相当額を限度

\* 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外

#### 【モデルケース】

- ・ 請負金額 1億円
- ・ 融資希望額 1,000万円  
(材料代金：700万円、直用労務費：300万円)
- ・ 融資希望期間 平成22年3月15日から1ヶ月間
- ・ 保証料 約9,000円 (日歩3厘=年利1.095%)
- ・ 貸出利息 約21,000円 (年利2.5%と仮定)

⇒ 約3万円(保証料+利息)で1ヶ月間、1,000万円の融資を受けることが可能

～建設企業の年度末の資金繰りを応援します～

## 保証事業会社による“ゼロ債金融保証”

以下の事項を全て満たす方が対象となります。

- ☑ 平成21年度中に前払金が支払われない工事（ゼロ国債、ゼロ県債、ゼロ市債工事など）を受注した。
- ☑ 低入札価格調査の対象となっていない。
- ☑ 早期着工に必要な資金を金融機関から調達したい。

保証事業会社による金融保証を受けることにより、金融機関からの融資を受けやすくなります。



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## ✓ 制度の概要

ゼロ国債等の公共工事について、早期着工に要する資金を調達する際に保証事業会社が債務保証を行うことで、金融機関からの融資が受けやすくなります。

□ 対象工事は・・・平成21年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に発注者から前払金が支払われない工事が対象となります。

ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は、対象となりません。

□ 保証範囲は・・・当該公共工事の着工に必要な資金で、平成22年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内となります。

□ 保証料は・・・保証金額（借入金額）に対して日歩3厘（年利＝1.095%）となります。

なお、借入金に対しては、別途、金融機関所定の貸出利息が必要となります。

## ✓ モデルケース

\* 請負金額 1億円

\* 融資希望額 1,000万円

(材料代金：700万円、直用労務費：300万円)

\* 融資希望期間 平成22年3月15日から1ヶ月間

\* 保証料 約9,000円（日歩3厘＝年利1.095%）

\* 貸出利息 約21,000円（年利2.5%と仮定）

⇒ 約3万円（保証料＋貸出利息）で1ヶ月間、1,000万円の融資を受けることができます。

## ✓ 主な相談窓口

北海道建設業信用保証(株) TEL 011-221-2092

(<http://www2.hokkaido-cs.co.jp/>)

東日本建設業保証(株) TEL 03-3545-5125

(<http://www.ejcs.co.jp/>)

西日本建設業保証(株) TEL 06-6543-2556

(<http://www.wjcs.net/>)

国土交通省 建設業課

TEL 03-5253-8277

北海道開発局 事業振興部 建設産業課

TEL 011-738-0233

東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 022-225-2171

関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

TEL 048-600-1906

北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 025-370-6571

中部地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 052-953-8572

近畿地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 06-6942-1071

中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 082-511-6186

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 087-811-8314

九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 092-471-6331

沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課

TEL 098-866-1910

※ 保証事業会社の各支店で保証の申込を受け付けています。詳しくは各社のHP等で確認してください。